



2021年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社ニューテック
代表者名 代表取締役社長 柳瀬 博文
(JASDAQ コード番号 6734)
問合せ先 取締役副社長兼管理部長 宮崎 有美子
電 話 03-5777-0888

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月14日開催の取締役会において、2021年5月27日開催予定の第39期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年5月27日開催予定の第39期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第39期定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
かさ ほん やす ひと 笠 原 康 人	代表取締役 会長	同左
はや かわ ひろ ゆき 早 川 広 幸	代表取締役 社長	取締役
みや ざき ゆ み こ 宮 崎 有 美 子	取締役 副社長	同左
なか むら よう ぞう 中 村 洋 三	取締役 副社長	同左
はし ぐち かず のり 橋 口 和 典	社外取締役	同左

橋口和典氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者です。

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
みず たに ま り 水 谷 ま り	取締役 監査等委員	監査役（常勤）
た なべ えい たつ 田 辺 英 達	社外取締役 監査等委員	社外監査役
ふじ もと とし あき 藤 本 利 明	社外取締役 監査等委員	社外監査役

田辺英達氏及び藤本利明氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者です。

(3) 退任予定取締役

氏名	新役職	現役職
やな せ ひろ ふみ 柳 瀬 博 文	—	代表取締役 社長

柳瀬博文氏は、2021年5月27日開催予定の第39期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2021年5月27日（予定）

定款一部変更の効力発生日 2021年5月27日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。代表取締役は会社を代表して会社の業務を執行する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。代表取締役は会社を代表して会社の業務を執行する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>会社法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>② 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第30条 当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員数)</u></p>	
<p><u>第31条 当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等)	
第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	(削除)
(監査役の責任免除)	
第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	(削除)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	
(新設)	
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(監査等委員会)
(新設)	第31条 当社は監査等委員会を置く。
(新設)	(常勤の監査等委員)
(新設)	第32条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法)
(新設)	第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会規程)
(新設)	第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程の定めるところによる。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第43条（条文省略）	第36条～第38条（現行どおり）
(報酬等)	(報酬等)
第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第39期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>